

## スポーツ指導における暴力等に関する処分基準ガイドライン（試案）

### 第1 目的

本処分基準は、当協会の指導者又は競技者等が、他の競技者に対し、次に掲げる事項のいずれかに該当する行為であって、競技者のスポーツ指導に関連して行われる行為（以下「違反行為」という。）を行った場合に、当該行為について、当該加害者たる指導者又は競技者等（以下「加害者」という。）に対して行う処分に関し、その内容を決定するに当たって参考となる基準を定める。

- ① 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為
- ② 上記①に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
- ③ 上記①②に掲げるもののほか、競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導

また、本処分基準は、上記行為について、加害者に対して行う処分に加えて、加害者が所属するチームや当該チームに所属する他の指導者に対して処分を行う場合に、その内容を決定するに当たって参考となる考え方を示す。

なお、上記②の違反行為には、パワー・ハラスメント（パワハラ）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）も含まれる。スポーツ指導に関連して行われるパワハラやセクハラは、次のとおり定義できる。

#### (ア) パワハラ<sup>1</sup>

同じ組織（競技団体、チーム等）で競技活動をする者に対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又はその競技活動の環境を悪化させる行為・言動等をいう。

#### (イ) セクハラ<sup>2</sup>

---

<sup>1</sup> 厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」（平成24年1月30日）における「職場のパワー・ハラスメント」の定義を参照した。同報告によれば、「職場のパワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。」と定義されている。

<sup>2</sup> 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条において、事業主に対するセクシュアル・ハラスメント対策義務が定められている。厚生労働省はかかる対策義務促進のため、「事業主の皆さん 職場のセクシュアル・ハラスメント対策はあなたの義務です！」と題するリーフレットを発行している。同リーフレット中に、就業規則に記載すべきモデル規程において、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは「職場における性的な言動に対する他の従業員の対応等により当該従業員の労働条件に関して不利益を与えること、又は性的な言動により他の従業

性的な行動・言動等であって、当該行動・言動等に対する競技者の対応によって、当該競技者が競技活動をする上での一定の不利益を与え、若しくはその競技活動環境を悪化させる行為、又はそれらを示唆する行為も含まれるものとする。

また、上記③の違反行為には、いわゆる「しごき」や「かわいがり」、罰走など競技力の向上とは明らかに無関係な不合理な指導が含まれる。

## 第2 処分の決定に係る法原則

違反行為を処分する場合、次の法原則が適用される。

### ① 罪刑法定主義

違反行為とこれに対する処分の種類・程度が規程上明記されていること。

### ② 平等取扱の原則

同種の違反行為に対しての処分は、同一種類・同一内容であるべきこと。

### ③ 相当性の原則

違反行為の内容・結果に照らし、処分の重さが相当であること（重すぎではない）。

### ④ 適正手続

競技団体が決めた手続に従って、処分を行うこと（特に処分対象者に弁明の機会を与えること）。

上記①④は競技団体が定める規程の定め方や運用上問題になるものである。違反行為に対する処分の種類・内容を決定する上で、求められるのは上記②③である。このため、本ガイドラインでは、上記法原則のうち②及び③を満たすための基準をまとめるものである。

本ガイドラインでは、第3において、処分の種類・内容と加害者に与える影響を解説し、第4において、違反行為に対する相当な処分を課す際の考え方を示し、第5において、代表的な違反行為と処分内容を標準例として紹介する。

## 第3 処分の種類及び内容

加害者の違反行為に対して処分を課す前提として、いかなる処分を課すことができるか、その処分が加害者にどのような影響を与えるものであるかを把握して

---

員の就業環境を害することをいう。」と定義されており、これを参考にした。

おく必要がある。本ガイドラインでは、平成 25 年 8 月 8 日、文部科学省スポーツ・青少年局長の下に設置されたスポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議が平成 25 年 12 月 19 日に試案として示したスポーツ団体処分手続モデル規程（試案）（以下「スポーツ団体処分手続モデル規程」という。）を前提に解説する。

## (1) 処分の種類

加害者に対する処分の種類は、次のとおりである。

- ① 戒告（口頭注意）
- ② けん責（文書による注意）
- ③ 有期の登録資格停止
- ④ 無期の登録資格停止（一定年数経過により復権が認められる）
- ⑤ 登録資格剥奪
- ⑥ 上記①～④の処分に代えて、又はこれらの処分と併せて行う、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他これに準ずる処分（以下「ボランティア活動従事等」という。）

## (2) 各処分の内容

加害者に対する処分は、違反行為に対して均衡がとれたものでなければ、加害者のスポーツ権を害することになる。それゆえ、過剰な処分を課した場合は、スポーツ仲裁や裁判所で処分が覆されてしまう。そこで、処分内容を決定するに当たっては、課そうとしている処分が加害者にとってどの程度の影響（不利益）を及ぼすものであるかを検討する必要がある。以下、上記処分の種類ごとに、その内容と加害者に与える不利益について整理する。

### ① 戒告（口頭注意）

違反行為について、口頭で注意をするものであるが、加害者の競技活動を制限するものではない。

主として、継続性・悪質性のない行為で、実害も発生していないような、ごく軽微な違反行為に対して課すことが想定される。

### ② けん責（文書による注意）

違反行為について、文書で注意をするものである。文書に違反行為を記載して、注意をするものであるため、戒告よりも厳しい処分であるが、加害者の競技活動を制限するものではない。

主として、継続性・悪質性のない行為で、実害も軽微であるような、軽微な違反行為に対して課すことが想定される。

### ③ 有期の登録資格停止

スポーツ団体処分手続モデル規程では、1か月～3，4年程度と幅のある処分である。登録資格停止とされた加害者は、その間、当該競技団体における競技活動に参加できなくなるため、加害者は実質的な不利益を被る。

上記のとおり、資格停止期間に幅があるため、軽易な違反行為から重い違反行為にまで適用することができる。戒告・けん責と比較して、継続的な違反行為や、悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえない実害が生じている違反行為に課すことが想定される。

資格停止期間を定めるに当たっては、その停止期間が加害者の競技活動にどのような影響（不利益）を及ぼすかを踏まえ、当該違反行為に対して相当であるか（過剰ではないか）を検討する必要がある。

### ④ 無期の登録資格停止

スポーツ団体処分手続モデル規程では、一定年数（3，4年）経過後に復権が認められる場合があるが、原則、無期限に競技活動に参加できなくなるものであり、加害者は極めて大きな不利益を被る。3，4年以上、競技活動を停止した場合、現状の競技力・指導力を維持することは望めない場合がほとんどである。大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止した場合など、重大な違反行為に限定して適用すべきである。

### ⑤ 登録資格剥奪

永久に当該競技活動に参加できなくなるものであり、復権も認められない。加害者は極刑に等しい甚大な不利益を被る。加害者の行為によって、被害者を死に至らしめた場合、重い障害を残した場合、刑事処分をされた場合など無期の登録資格停止同様に相当重大な違反行為で、加害者に有利な情状を加

味しても極刑しかないと判断される極めて限定した場面でのみ適用すべきである。

#### ⑥ ボランティア活動従事等

この処分は単独で、あるいは、戒告・けん責・有期又は無期の登録資格停止と併せて課することができる。

例示されているボランティア活動への従事は、一定程度の期間行う必要があり、ある程度競技活動を制約することになる。反面、社会的な貢献を行うものであり、社会的な信用を回復するために課することが想定される。

反省文の提出については、特段加害者の活動を制約するものではなく、幅広く課することが可能である。反省文は、違反行為を認めて、今後同じ過ちを犯さないよう行動を改めることなどを文書で表明するという性質上、加害者が任意に応じる限り問題はない。しかし、違反行為と認定されたものの、加害者が全面的に事実関係を争っている事案において、反省文の提出処分を課し、これを提出しなかったことをもって、更に違反行為として処分することは、法的に問題が生じる場合もあるので留意されたい。

### 第4 処分の決定に係る基本的な考え方

相当性の原則から、違反行為に対する処分は、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定しなければならない。

処分内容を決定するに当たっては、主として次に掲げる事項を総合的に考慮することになる。

#### (1) 処分内容の決定に当たって考慮すべき6要素

- ① 違反行為の態様はどのようなであったか（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性）

ex) 継続的な暴力等は、行為態様が悪質と評価される。

- ② 加害者の地位・立場はどのようなであったか。被害者とはどのような関係にあったか

ex) 加害者が指導者や先輩など上下関係にあるなどの事情は、行為態様が悪質と評価される。

- ③ 加害者の人数は何人であったか

ex)加害者が複数の場合、行為態様が悪質と評価される。

- ④ 違反行為によりどのような結果が発生したか（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか、被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む）、被害者の人数、被害者の競技活動への影響の程度（競技活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等の退会の有無を含む）等）

ex)被害の程度が重ければ重いほど、結果が重大であると評価される。

- ⑤ どのような動機で行われたか。どのような経緯であったか（被害者側の対応も含む）。

ex)身勝手な動機（憂さ晴らしなど）は、行為態様が悪質と評価される。

被害者が挑発したなどの場合は、行為態様の悪質性を減じると評価される場合もある。

- ⑥ 加害者は反省しているか。事後の対応はどうであったか。

ex)反省を示していることや示談の成立は、加害者に有利な情状として、被害結果の重大性を減じる。

- (2) 日頃の競技活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容

当該違反行為との関係で日常的な態度等が加害者に有利な情状として加味されることがある。また、刑事罰を受けたり、解雇や退学など他で制裁を受けていた場合、加害者に有利な情状として加味されることがある。反対に、過去に違反行為を行っていたという事実は加害者に不利な情状として加味される。

- (3) 過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等

特段の事情がない限り、同種の事案には同種・同程度の処分をしなければならない（平等取扱の原則）。

## 第5 処分の標準例

以上の基本的な考え方を踏まえて、以下、代表的な違反行為について、標準的な処分内容を例として示す。

これら標準例は、代表的な違反行為ごとに標準的な処分の内容を例として掲げ

たものであって、絶対的なものではない。したがって、実際の処分内容の決定に当たっては、本処分基準を形式的・機械的に適用するのではなく、事案の詳細及び過去の処分とのバランスも考慮しつつ、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めなければならない。

## I 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為例

### 1 体罰（暴力）

#### 【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者（被害者）に対し、暴行を振るった。

- (1) 被害者が傷害に至らず暴行に止まった場合には、**有期の登録資格停止** [短期：1か月] とする。
- (2) 被害者が全治2週間程度までの傷害を負った場合には、**有期の登録資格停止** [中期：1か月以上6か月以下] とする。
- (3) 被害者が全治2週間を超える傷害を負った場合には、**有期の登録資格停止** [長期：6か月以上] とする。
- (4) 被害者が死亡するに至った場合又は重大な後遺障害が残る傷害を負った場合には、**無期の登録資格停止又は登録資格剥奪**とする。

#### <加重・軽減要素の例>

##### ○加重要素（処分内容を重くする）

加害者が指導者の場合、加害者が複数の場合、怪我の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮された場合、複数回又は継続的に行われていた場合等

##### ○軽減要素（処分内容を軽減する）

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

## II 心身に有害な影響を及ぼす言動（パワハラ・セクハラ）例

### 2 指導者による暴言等

#### 【標準例】

指導者が、特定の競技者（被害者）に対し、人格を否定するような発言・侮

辱等（以下「暴言等」）を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合<sup>3</sup>、戒告又はけん責とする。
- (2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させた場合<sup>4</sup>、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上6か月以下〕とする。
- (3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合<sup>5</sup>、有期の登録資格停止〔長期：6か月以上〕とする。
- (4) 暴言等を繰り返し、退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、無期の登録資格停止とする。
- (5) 暴言等を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合<sup>6</sup>、登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等。なお、指導者と競技者が共同して行った場合は指導者の方が重い。

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けて

<sup>3</sup> 「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合」とは、暴言等を受けた被害者のみが苦痛を感じた場合を想定している。以下の標準例でも同様。

<sup>4</sup> 「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させた場合」とは、暴言等を受けた被害者のみならず、周囲の競技者も苦痛を感じるなどして当該指導者から指導を受けることに嫌悪感を感じるなど競技活動の環境が悪化した場合を想定しているが、被害者が競技活動を中断したり、指導者に対し萎縮するまでには至っていない場合を想定している。以下の標準例でも同様。

<sup>5</sup> 「被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合」とは、暴言等を受けた被害者が競技活動を一時中断せざるを得なくなった場合や指導者におびえ萎縮して競技活動が阻害されたような場合を想定している。以下の標準例でも同様。

<sup>6</sup> ここでいう「刑事処分」は、①②の事由との均衡から、軽微な刑事処分（事案が軽微で悪質性が低いなど）は該当しないと考えるべきである。以下の標準例でも同様。

いる場合等

【本標準例を準用しうる類似事案】

- 指導者が、特定の競技者を無視したり、正当な理由なく練習にさせないなど、指導者による嫌がらせ行為

3 先輩後輩間における暴言等

【標準例】

先輩競技者が、特定の競技者（被害者）に対し、暴言等を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上6か月以下〕とする。
- (3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、有期の登録資格停止〔中・長期：6か月以上1年以下〕とする。
- (4) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、有期の登録資格停止〔長期：1年以上〕又は無期の登録資格停止とする。
- (5) 暴言等を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

先輩後輩関係など上下関係に基づいて行われた場合、加害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退学などなど他で制裁を受けている場合等

【本標準例を準用しうる類似事案】

- チーム内でのいじめ行為

4 身体的接触を含むわいせつ行為

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者（被害者）の意に反して、身体的な接触を含むわいせつ行為を行った。

- (1) 被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上6か月以下〕とする。
- (3) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、①指導者は有期の登録資格停止〔長期：6か月以上〕、②競技者は有期の登録資格停止〔中・長期：6か月以上1年以下〕とする。
- (4) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、①指導者は無期の登録資格停止、②競技者は有期の登録資格停止〔長期：1年以上〕又は無期の登録資格停止とする。
- (5) わいせつ行為を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合、①指導者は登録資格剥奪、②競技者は無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った

場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

5 身体接触のないわいせつな言辞等の性的な言動

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者（被害者）の意に反して、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「**性的言動**」という）を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上3か月以下〕とする。
- (3) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、①指導者は有期の登録資格停止〔中・長期：3か月以上〕、②競技者は有期の登録資格停止〔中・長期：3か月以上1年以下〕とする。
- (4) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、①指導者は無期の登録資格停止、②競技者は有期の登録資格停止〔長期：1年以上〕又は無期の登録資格停止とする。
- (5) 性的言動を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合、①指導者は登録資格剥奪、②競技者は無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

Ⅲ 競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導

6 不合理な指導

【標準例】

指導者又は競技者が、特定の競技者（被害者）に対し、競技力の向上とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「かわいがり」、罰としての特訓など不合理な指導（以下「不合理な指導」という。）を行った。

- (1) 被害者の競技活動に支障が生じるまでに至らなかった場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害（全治2週間程度まで）した場合、有期の登録資格停止〔短・中期：1か月以上3か月以下〕とする。
- (3) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害（全治2週間以上のも）した場合、有期の登録資格停止〔傷害の程度により、中・長期3か月以上1年以下〕とする。
- (4) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害し、退部など競技活動の中止に至らせた場合、有期の登録資格停止〔長期1年以上〕又は無期の登録資格停止とする。
- (5) 不合理な指導を繰り返し、①死に至らしめた場合、②被害者の心身に重大な傷害を与えた場合又は③刑事処分をされた場合、登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

不合理な指導であること知っていながら不合理な指導を行った場合、加

害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる、不合理な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合、等。なお、指導者と競技者が共同して行った場合は指導者の方が重い。

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立等

※上記標準例に掲げられていない違反行為についても、当然のことながら処分の対象となり得るものであり、この場合、標準例に掲げる取扱い等も参考としつつ、判断する。

## 第6 加害者が所属するチーム等に対する処分の考え方

ある違反行為に対し、当該違反行為の加害者が所属するチームを処分する場合や当該チームに所属する他の指導者・競技者に対して管理不行届等で処分する場合には、以下の点に留意するものとする。

なお、以下の留意点は、参考となる考え方を示したものであって、処分の決定に当たっては、過去の処分とのバランスも考慮しつつ、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めなければならない。

### 1 違反行為の加害者と同じチームに所属する他の指導者に対して処分についての留意点

#### (1) 当該違反行為の発生を防止すべき立場にある指導者について

① 当該違反行為の発生を知らながら、当該違反行為を助長し、隠ぺいし又は放置した場合には、指導者に対しては、当該違反行為の加害者と同等の処分を行うものとする。

② 当該違反行為の発生を防止すべき立場にある指導者が、当該違反行為の発生を把握することができる状況にありながら、過失により当該違反行為の発生を把握することができず、当該違反行為の発生を防止できなかった場合には、当該指導者に対しては、当該違反行為の加害者に準じた処分を行うものとする。

③ 当該違反行為の発生を防止すべき立場にある指導者が、当該違反行為の発生を把握することができず、かつ、把握することができなかったことに

ついて過失も認められない場合には、当該指導者に対しては、原則として戒告又はけん責とする。

- (2) 原則、同じチームに所属する指導者である以上、他の指導者の違反行為の発生を防止すべきといえるが、例えば、形式的には同じチームであっても実質的には完全に分かれている場合や、単に名前だけを連ねている場合等、当該違反行為の発生を防止すべき立場にない指導者に対しては、原則として何らの処分も行わないものとする。

## 2 違反行為の加害者と同じチームに所属する他の競技者に対する処分についての留意点

### (1) 基本的な考え方

競技者は、一般的に、チームの一員であり、チームの他のメンバーに対する管理責任・安全配慮義務を負っていないと解される。それゆえ、チーム内で他の加害者が違反行為を行ったとしても、他の競技者は連帯して責任を負わされるいわれはないため、他の競技者に対しては処分をしない。

しかし、以下の(2)(3)の場合は、例外的に他の競技者に処分が及ぶ可能性があるため、留意する必要がある。

### (2) チームの一員として責任を負うと解される場合

他の競技者全員が個別に違反行為の責任を負うとまではいえない場合でも、チーム全体にそのような違法行為を許容するような習慣や土壌があり、それをチームが受け入れていたような場合など、加害者個人の責任で片付けるべきではないという事案では、チームとして処分される場合がある。この場合、チームが処分を受けた結果、直接的には加害行為を行っていない競技者も処分を受ける（出場停止等）ことになる。

### (3) 他の競技者が不作為やほう助等により違反行為を行ったと解される場合

他の競技者は、違反行為の場に居合わせるだけでなく、これを超えて違反行為を手伝ったり（見張りなど）、違反行為を助長させるような関与を行った場合は、当該他の競技者自身の不作為等の行為についての責任が問

題になる可能性がある。

### 3 違反行為の加害者が所属するチームに対する処分についての留意点

#### (1) チーム処分の目的

チームの他の競技者自身に何ら責任が認められないにも関わらず、違反行為の加害者が所属するチームに対する処分は、当該チームに対し処分を行うことを通じて、当該チームに所属する指導者及び競技者が同様の違反行為を起こさないよう注意喚起すること等により、当該チームにおける将来の違反行為を未然に防ぐ必要が認められる場合に限り行うものとする。

#### (2) 基本的な考え方

違反行為の加害者が所属するチームに対する処分については、当該チームに所属する違反行為に関与していない他の競技者のスポーツ権を侵害しないよう配慮することが必要である。

それゆえ、チームに対する制裁は、原則として、戒告又はけん責によるものとすべきであるとする。

#### (3) 他の競技者に実質的な不利益をもたらす処分（出場停止等）について

当該チームの登録資格の剥奪、登録資格停止処分、競技大会への上場停止などの処分は、加害行為を行っていない当該チームに所属する他の競技者のスポーツ権を制約することに留意すべきである。

このような処分は、前述のとおり、加害者個人の責任とするだけでは十分といえない事案に限定して課すべきである。すなわち、当該違反行為の結果が重大であることに加えて、将来の違反行為を未然に防ぐ必要性、又は加害者以外の当該チームに所属する他の競技者についても加害者と同等若しくは加害者に準じた処分を行う必要性が強く認められる等の特段の事情がある場合に限り選択できるものとする。例えば、当該チームの複数の指導者又は競技者が加害者となり違反行為が行われ、当該チームの他の競技者において当該違反行為の存在を把握しながら何らの防止措置や報告等が行われなかったために、重大な結果が発生することを防げなかった場合

などである。

なお、違反行為の加害者が所属するチームが既に十分な社会的制裁を受けていると認められる場合や、当該チームにおいて既に十分な自主的処分が行われている場合には、当該チームに対して行う処分の軽減を検討するものとする。

以上